

将来の良好な景観づくりに向けた取組みの考え方

1 目的

本町では、町の豊かで美しい自然景観、歴史性・地域性豊かな魅力ある景観をいつまでも守り、次代に継承するため、良好な景観の形成に関する計画、いわゆる景観計画に基づき、景観の保全・形成に努めています。

本町の景観計画では、平成 21 年 6 月の施行から 5 年目までを「ステップ 1」、6 年目以降の 5 年間を「ステップ 2」、11 年目以降 20 年目までを「ステップ 3」として、段階的に取り組むこととしています。

平成 28 年度は、計画策定後 8 年目の年にあたり施策展開をする上で最も重要と考える期間「ステップ 2」の中間年にあたることから、今後における景観施策を効果的にし、しかも計画的に進めるため、改めて当初の計画内容やその取組状況を確認するとともに、現在の町を取り巻く景観環境を十分踏まえた上で、今後における本町の良好な景観づくりに向けた取組みの考え方を示すこととします。

2 景観計画における景観形成の目的等

(1) 景観形成の目的

- 町民が箱根町に愛着と誇りを持って住み続けられる環境の創設
- 観光客がまた訪れたいと思えるような環境の創設

(2) 基本理念

- 山なみ、湖、河川等がつくる優れた自然景観を大切にし、未来に残します。
- 歴史ある温泉場、宿場町、保養地等、地域の街なみを大切にし、箱根町独自の文化を育みます。
- 誰もが景観を楽しめる環境をつくり、観光立町に相応しい街なみ景観の創設に努めます。

(3) 景観まちづくりの将来像

愛着と誇りが持てる
豊かな自然と安らぎある国際観光のまち

3 景観計画における段階的な取り組み内容（当初計画）



4 これまでの取組状況

今後の取組みに向けた考え方を検討するにあたり、今までの取組みについて整理します。

(1) 景観行政団体への移行

町の最大の観光資源というべき箱根の美しい自然景観を自らの手できめ細やかに保全・形成し、未来へ変わることなく受け継ぐため、平成 18 年 4 月 1 日に景観行政団体に移行しました。

(2) 景観計画・景観条例施行

景観法に基づき景観条例と景観計画を平成 21 年 6 月 1 日に施行しました。

これにより一定規模以上の建築物や工作物の建設については、届出が必要となりました。

制限の適正化を図るため届出対象区域を追加し、景観条例及び計画の所要の改正・変更を行いました。(平成 24 年 12 月 20 日施行)

ア 景観条例

景観法に基づき届出が必要となる行為や景観計画の運用に必要な事項を規定しました。

イ 景観計画

景観法に基づき良好な景観形成を図るための区域や行為の制限に関する事項を規定しました。

(3) 箱根町景観施策推進会議設置

景観まちづくりの将来像の実現へ向け、職員の創意工夫のもと箱根町に相応しい景観施策を推進するため、その施策の調査・研究等を行う組織（場）として、平成 21 年 9 月 11 日に景観施策推進会議を設置しました。

推進会議は、景観に関連する課の中から町長が指名する職員 8 名をもって組織し、景観施策の調査、研究及び立案の他、景観計画の進行管理等を所掌事務としています。

<年度ごとの活動状況>

年度	研究テーマ	回数
21	① 公共施設整備指針の策定、②実施計画の策定、③公共サインのあり方	2
22	① 実施計画進行管理、②公共サインガイドラインの策定検討	5
23	① 実施計画進行管理、②公共サインガイドラインの策定	6
24	① 実施計画進行管理、②公共サインガイドラインの運用・検証	2
25	① 実施計画進行管理、②公共サインガイドラインの運用	2
26	① 実施計画進行管理、②公共サインガイドラインの運用、③今後の取組	1
27	① 景観施策の取組み状況と今後について	1

(4) 景観まちづくりアドバイザー派遣制度創設

地域の力で景観を守り育てようとする住民の主体的な活動を支援するため、景観計画提案団体や景観まちづくり協力店、又はそれらの認定を受けようとする団体に対し、技術的支援を行うためアドバイザーを派遣しています。(平成 21 年 10 月 1 日施行)

現在、登録されているアドバイザーは 3 名で、専門分野は、景観・都市デザイン、都市計画、建築設計、色彩、市民活動等多岐に亘っています。

<派遣の状況>

年度	対 象	アドバイス概要	回数
21	まちづくり研究団体	店舗調査、景観形成に係る具体的手法に係る助言	2
22	まちづくり研究団体	事業戦略、景観まちづくり方策に係る助言	1
23	まちづくり研究団体	街なみ統一の目的、意義等についての講義	1
24	—	—	
25	まちづくり研究団体	良好な景観形成に係る助言	1
26	—	—	
27	—	—	

(5) 箱根町景観計画実施計画策定

景観計画に掲げる基本方針に基づき、景観まちづくりの将来像を具現化するため、重点的に取り組むべき事業とその内容を明らかにした実施計画を平成 22 年 1 月に策定しました。

ア 計画期間 平成 21 年度から平成 40 年度まで

イ 景観計画における基本方針と事業数 (全 30 事業)

- ① 山なみの保全と豊かな自然を望むビューサイトエリアの形成 …… 8 事業
- ② 地域独自の街なみ景観等の保全と形成 …… 4 事業
- ③ 歩きながら景観を楽しめる道路・駐車場の整備 …… 5 事業
- ④ 「もてなしの心」で迎え入れる環境の整備 …… 4 事業
- ⑤ 町民とともに進める景観づくり …… 6 事業
- ⑥ その他 …… 3 事業

(6) 箱根町景観形成公共施設整備指針策定

箱根町景観条例第 10 条に規定する良好な景観の形成において、町が先導的な役割を果たすため必要となる公共施設の整備に係る指針を平成 22 年 1 月策定しました。

(7) 箱根関所通り景観まちづくり研究会との連携による景観施策の調査・研究

箱根地域における景観の保全・形成の具体的な方策を探るため、箱根関所通り景観まちづくり研究会と町等が連携し、調査・研究を進めています。

ア 箱根関所通り景観まちづくり研究会の概要

(ア) 設置 平成 22 年 1 月設置

(イ) 構成 関所通りの 11 店舗等により構成

(ウ) 調査研究事項

- ・ 関所通りの景観まちづくりに関する事項
- ・ 関所通りの景観重点地区の指定に向けた事項
- ・ 景観計画の策定、変更提案に係る事項 等

イ 調査・研究の実施状況

(ア) 具体的な取組み事項と実施時期を示した「実施計画書」の策定

(イ) 景観まちづくりアンケート実施（観光客等）

(ウ) 関所通りガイドマップ作成

(エ) 携帯サイト立ち上げ（割引サービス実施）

(オ) 自然公園法の遵守（各店舗のぼり旗 2 本以内）

(カ) 不要看板の撤去（交通誘導看板）

(キ) 店舗ファザード等改修

(ク) 自動販売機の景観配慮（茶色に塗装）

(ケ) 箱根町景観まちづくり協力店 1 店舗認定

(8) 景観まちづくり協力店認定制度創設

良好な景観形成に積極的に取り組んでいる店舗等を協力店として認定することにより、町民、事業者及び観光客の景観形成に対する意識の高揚を図り、景観計画に掲げる景観まちづくりの将来像を具現化するため、平成 22 年 10 月 1 日に認定制度を創設しました。

<認定の状況>

地域	業 種	認定年度
湯 本	お土産店	平成 22 年度
仙石原	温泉民宿	平成 22 年度
箱 根	日本蕎麦店	平成 23 年度

(9) 景観リーフレット作成・配付

町の景観施策の対外的な周知を図るため、景観まちづくりに特化したリーフレットを作成・配付しました。（平成 22 年度から平成 25 年度まで、各 1,000 部作成・配付）

(10) 箱根町公共サインガイドライン策定（平成 24 年 3 月）

箱根町景観条例第 10 条に規定する良好な景観の形成において、町が先導的な役割を果たすため、景観環境に及ぼす影響が極めて大きいと考えるサインについて、庁内の景観施策推進会議を中心に、公共サインのガイドラインを平成 22 年 1 月策定しました。

ア コンセプト

- ① 町の自然景観や街なみ景観に配慮したサイン
- ② 誰でも分かりやすいサイン
- ③ 他のメディアと連携して情報の保管を図る。

イ 基本方針

公共サイン全般的に共通する整備基準を示す。

<基準を定めた事項>

- ① 書体、②文字の大きさ、③色彩、④町章・町名の表示、⑤表記、⑥表示面積の大きさ・高さ、⑦構造、⑧配置等

(11) その他の取組み

- ア 箱根町景観計画における建物等のめやすの策定（平成 21 年 6 月）
- イ 電柱等の設置に係る景観への配慮について事業者へ依頼（平成 22 年 3 月・4 月）
- ウ 景観形成における電波塔等の設置に関する取扱い策定（平成 22 年 3 月）
- エ 景観かわら版作成（平成 22 年 2 月、広報はこね掲載記事のまとめ）

5 景観計画における取組みの検証（ステップ 2 まで）

ここで、今までの取組みの状況を踏まえ、景観計画の達成状況をステップごとに整理します。

各ステップにおいては、その期間における目標を掲げるとともに、町民と町の役割や協働して取組むべき事項を示していることから、達成状況の検証については、それらの観点から整理します。

(1) ステップ 1（計画期間：平成 21 年度から平成 25 年度まで）

ア 計画内容

ステップ 1 においては、景観施策を推進するにあたっての初動体制整備を主体とし、期間目標を①「協働体制の基盤づくり」と②「できることから始める。」としています。

計画における具体的な取組みとしては、町においては町民等に対する情報の提供・意識啓発、さらには町民活動に対する支援、推進体制の整備を行うこととし、町民等においては、前述の町からの情報提供や意識啓発、活動支援を受け、身近な景観への取組みと景観施策への積極的な参加としています。

また、協働の取組みについては、協働体制整備として「まちづくりを考える会」・「景観協議会」の設置と「景観重点地区の指定」を挙げています。

イ 取組状況

まず、町の取組みについては、広報・回覧やホームページ、景観リーフレットの作成・配付等による町民等への景観施策の周知と景観意識の啓発、さらには景観まちづくり協力店の認定や景観アドバイザーの派遣等によりある程度の活動支援は行われているといえますが、これら町の取組みは計画期間が経過するにつれその推進速度も減速の傾向にあると考えます。

そのようなことから、当初予定していた町民の主体的な取組みや協議会の設置等の協働による取組に大きな進展は見られません。

(2) ステップ2（計画期間：平成26年度から平成30年度まで）

ア 計画内容

ステップ2においては、景観施策を推進するにあたっての充実期として、期間目標を①「全町的に景観ビジョンの共通認識がされる」、②「町民等の積極的な活動が展開される」としています。

計画における具体的な取組みとしては、町においては施策の重点化や広域化を視野に入れた計画の見直し、さらには国・県との連携や施策・体制の強化を行うこととし、町民等においては、景観意識の高揚とビジョンの共通認識、主体的な景観形成の取組みが図れるとしています。

また、協働の取組みについては、景観まちづくり組織の強化・ネットワーク化や景観地区の指定等を挙げています。

イ 取組状況

ステップ2の取組状況については、先述のとおりステップ1において当初計画どおりの進展が図られていないことから、未だもってステップ2の取組みの段階には至っていません。

6 今後の取組みの考え方

取組みの検証の結果、景観計画の施行後においてはステップ1に基づき主に町民等への情報提供・啓発や活動支援の制度創設、さらには景観計画区域内行為届出に係る諸基準等の整備・周知促進を図ったものの、ここ数年においては計画どおりの進捗が見られていません。

そこで、改めて景観計画の効果的な方策検討するにあたり、今後の取組みの考え方を次のとおり示します。

(1) 景観推進環境の再構築

今後における景観施策を効果的かつ計画的に進めるため、ここで改めて推進環境の再構築を行います。

(2) 効果的な施策推進

現在の景観環境を十分捉えながら、景観計画における各施策の推進効果を検証し、その効果と実現性の高い施策から取り組みます。

(3) 段階的取組み（ステップ）の推進期間・内容の見直し

景観計画における段階的な取組みについて、ステップの期間や実施する施策等の内容について見直しをし、改めて平成 28 年度以降の具体的な取組みを示します。

7 平成 28 年度以降の段階的取組みの見直し

今後における各ステップの推進目標と期間を定めるとともに、ステップ 1 に係る具体的な推進方策を定めます。

(1) ステップの見直し

ア ステップ 1（再構築期）

推進期間：平成 28 年度から平成 30 年度まで（3 カ年）

目 標：今後における景観施策を効果的に推進するための環境を再構築するとともに、町内における景観への取組みの気運を高めます。

イ ステップ 2（充実期）

推進期間：平成 31 年度から平成 35 年度まで（5 カ年）

目 標：景観法に規定する各施策（景観重要建造物・樹木、眺望点の指定等）の展開を図るとともに、町民等の積極的な活動の促進を図ります。

ウ ステップ 3（到達期）

推進期間：平成 36 年度以降

目 標：景観施策の推進により当初景観計画に掲げる目標を達成する。
「町民が愛着を持ち住み続けたいと思える町になる。」
「観光客がまた訪れたいと思える町になる。」

(2) ステップ 1 の具体的な推進方策

ア 町民等への情報提供の拡充

- 景観まちづくり FaceBook・twitter の開設

イ 町民等への啓発活動の拡充

- 景観まちづくり町民セミナーの開設（アドバイザー制度利用）

ウ 町民等への活動支援の見直し

- 景観まちづくり協力店認定制度見直し
- 景観まちづくり協力店意見交換会の開催
- 景観まちづくりアドバイザー派遣制度見直し
- 看板及び店舗修景補助制度等の創設

エ 町民等と協働した推進体制の整備

- 景観重点モデル地区の指定と景観施策の調査・研究（宮ノ下・芦之湯）
- 景観まちづくりを考える会等の設置検討

オ 庁内推進体制の見直し

- 職員の意識啓発へ向けた研修会等の実施
- 公共サインのあり方の検証（不要サインの撤去）

カ 効果的な独自施策の推進

- 芦ノ湖の景観向上へ向けた施策検討（景観重要公共施設指定検討含む。）
- 眺望点の指定検討
- 景観重要建造物・樹木の指定検討
- 屋外広告物の規制の在り方検討（県からの権限委譲と独自規制の検討）

キ 今後の施策展開の検討

ステップ2以降の具体的な方策を検討する。

公共サインの撤去等における考え方

1 目的について

当町では「箱根町公共サインガイドライン」を作成し、それに基づいた公共サインの設置を行ない、デザインや色彩の統一性・一貫性の向上に努めてきた。

しかしながら、ガイドラインの作成後数年が経過し、その基準に沿った管理が十分に出来ているかどうかは疑問が残るため、再度公共サインの設置のあり方等について見直し、景観への影響を最小限にしていくため、公共サインの撤去等について考え方を示すもの。

2 考え方

各課で管理している公共サインについて設置状況や躯体の状態の調査を行ない、それぞれの機能や立地条件を踏まえて、撤去、修繕、統合、集約化を進めていき、箱根らしい公共サインの管理、構築を進めていく。

3 対象公共サイン

○撤去

- ・ 設置せずとも常識の範疇で判断できるもの
- ・ ラミネート加工した紙など、一時的なものが継続して掲出されているもの

○修繕

- ・ 板面が劣化・汚損するなどして判読が不可能となっているもの
- ・ 老朽化し倒壊・落下の恐れがあるもの

○統合・集約化

- ・ 周囲に類似のサインが設置してあり統合が可能なもの
- ・ 狭い範囲に複数設置してあり集約化が可能なもの

4 今後の流れ

- ・ 各課で管理している公共サインの設置状況や躯体の状態の調査
↓
- ・ それぞれの公共サインごとに撤去、修繕、集約化、統合の対象となるか判断
↓
- ・ 簡易に撤去できるものは撤去。管理不全の物は修繕
- ・ 撤去に工事が必要なものや統合や集約化が可能なものは予算化し早期の対応を行なう